

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇選管告示

鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙の実施

鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における選挙長等の選任

鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所等

鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇鳥取県議会議員補欠選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙を昭和六十一年八月十日に行うので、同法第三十四条第六項及び第百十三条第一項の規定により告示する。
なお、選挙すべき議員の数は二人である。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 選挙長 鳥取市青葉町一丁目三二九 前田忠雄
- 二 選挙長の職務代理人 鳥取市吉成一〇八一 横地繁

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

裏
折目

| | |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 <small>こうほしや しめい</small> | <p style="text-align: center;">○注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|

表
折目

| | |
|---------------------------|------------------------|
| 昭和六十一年執行 鳥取県議会議員補欠選挙投票 | 鳥 取 県 選挙管理 委員会 印 |
|---------------------------|------------------------|

備
考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

裏

表

| | |
|---------------------------|------------------------|
| 昭和六十一年執行 鳥取県議会議員補欠選挙投票 | 鳥 取 県 選挙管理 委員会 印 |
|---------------------------|------------------------|

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込式とする。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
- 二 日時 昭和六十一年八月十二日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定により候

補者一人につき選挙運動に關して支出することができる金額は、二百八十二万九千円であるので、同法第九十六条の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第九十五号

昭和六十一年七月三十一日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、〇四七
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五〇、七七三
- 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、一八〇
- 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三一、五七九

| | |
|---------------------------|--------|
| 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | 一二、六三二 |
| 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | 九、〇二三 |
| 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | 六、九一六 |
| 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | 一四、五四一 |
| 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | 六、〇七二 |
| 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | 一七、七二一 |
| 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | 一三、三二六 |
| 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | 六、七八六 |

鳥取県議会議員補欠選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員補欠選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県議会議員補欠選挙岩美郡選挙区選挙長 前田 忠 雄

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和六十一年八月七日 午後五時十分